

議案に対する質疑

平成 30 年 11 月 14 日（水）

〔日程第 3〕

順位	氏 名 (会 派 名)	議案番号・件名	発 言 要 旨
1	久 高 友 弘 (自 民 党)	議案第 110 号 訴えの提起について	(1) 真嘉比・古島第一地区の土地区画整理事業において「隣地との境界線が既存の擁壁（石積）の途中を境界としたままの換地処分は、造成工事は未了で不平等な扱いを受けている。違法である。」として那覇市の換地処分の取消しを求める裁判が提訴され、平成 30 年 10 月 31 日に換地処分取消しの請求は棄却されたものの、「換地処分は違法である。」との判決が下された。裁判で違法と判断した土地区画整理法の条文と違法とした理由を説明していただきたい (2) 平成 30 年 10 月 31 日に下された原判決は、「那覇市が本件換地線に沿った擁壁工事等の造成工事を行わないままにした本件換地処分は他の権利者と比較して著しく不利益で違法である。」というものだった。この判決を踏まえ請求人が完納した清算金の 125 万 2,715 円は、請求人に返還されるべきものとするが、当局の見解を伺う
			【答弁を求める者】 市長、副市長、関係部長
順位	氏 名 (会 派 名)	議案番号・件名	発 言 要 旨
2	清 水 磨 男 (ニ ラ イ)	議案第 110 号 訴えの提起について	(1) 経緯について伺う (2) 「違法である」とされた内容について伺う (3) 那覇市から控訴がなされなかった場合の説明も含めて、今後の見込みを伺う
			【答弁を求める者】 市長、副市長、関係部長